

四日市市告示第305号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月 / 日

四日市市長 森 智 広



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地
公益社団法人 四日市市シルバー人材センター
四日市市十七軒町9番10号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出
楠ふれあいセンター使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年3月28日
- 4 公金事務の委託をした日
令和6年4月1日
- 5 委託の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（市民生活部市民生活課）